

農用地利用銀行について

(農業経営基盤強化促進事業利用権設定等促進事業)

下妻市農業委員会

1 農用地利用銀行による貸し借りのメリット

【貸し手側】

- 1 農地法の許可が不要です。
- 2 貸付期限が終了すれば自動的に返還されます。
利用権の再設定により継続して貸すこともできます。
- 3 下妻市外在住の方でも農地を貸すことができます。

【借り手側】

- 1 農業経営規模の拡大が図れます。
- 2 農地法の許可が不要です。
- 3 貸借期間中は安心して耕作ができます。
利用権の再設定により継続して借りることができます。



※次の方は農地の貸し借りの前にご相談ください。

- ・後継者に使用貸借権を設定して、農業者年金経営移譲年金を受給している方
- ・相続税及び贈与税の納税猶予の特例を受けている農地を貸付希望される方

2 提出書類 申請書（農業経営基盤強化促進事業利用権設定農地申請書）1部
(注) 控えが必要な場合はコピーしてください。

3 添付書類 ①借り人が下妻市以外に居住している場合
居住市町村を超える農用地の利用権設定に係る添付書類（確認書）
※居住地の農業委員会で証明を受けたものを添付してください。

②未相続の農地の場合

ア同意書

法定相続人の持ち分1/2を超える同意が必要となります。

イ相続関係説明図

ウ法定相続人であることが確認できる戸籍謄本（全員分）

※除籍謄本、改製原戸籍謄本等

戸籍を請求する際、窓口にてご確認ください。

③共有農地の場合

同意書

共有者の持ち分1/2を超える同意が必要となります。

ア～ウを
添付して
ください

4 提出期限 利用権設定申請書の提出期限は、2月・5月・11月です。

5 問合せ先 下妻市農業委員会事務局（千代川庁舎内）
電話 0296-45-8991（直通）